

脱炭素化の設備投資で減税となる制度の創設

(カーボンニュートラルに向けた投資促進税制)

【目的】気候変動問題に対応し、「2050年カーボンニュートラル」を達成するため

【対象】大企業、中小企業 【期限】改正産業競争力強化法の施行日から令和6年3月31日までに設備装置

